

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和8年3月6日（金）
午後1時30分～
於：第6委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠 一 郎
総務事務センター長	田 中 久 仁 子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉 田 ひろみ
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	臼 井 智 彦
総務部副部長 (入札課長事務取扱)	福 原 敏 幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森 田 倫 明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
財政課長	山 崎 遼 太 郎
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

＝ 職名変更

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	松 村 弘 毅
監査第一課長	吉 田 詠 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

【公安委員会】	
公安委員長	池 坊 専 好
警察本部長	吉 越 清 人
総務部長	西 山 亮 二
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	谷 正 徳
地域部長	上 田 博 之
刑事部長	鈴 木 康 修
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	森 功 治
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	中 西 恵 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	惣 司 匡 樹
総務部次長 (総務課長事務取扱)	上 村 一 則
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	永 野 雅 登 実
地域部次長 (地域課長事務取扱)	小 松 晃
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	柴 田 和 己
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	中久保 光 彦
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美
会計課長	河 口 佳 弘

(計 44 名)

令和8年2月府議会定例会 総務・警察常任委員会 報告事項

(知事直轄組織 (職員長))

- 地方職員共済組合からの「旧 御所西京都平安ホテル」土地・建物の取得意向照会への対応について

(総務部)

- 京都地方税機構の規約の変更について

(警察本部)

- 舞鶴警察署新庁舎の整備について
- 令和7年中の犯罪情勢について
- 京都府警察手数料徴収条例の一部改正について
- 令和7年中の交通事故発生状況について
- 令和7年中のサイバー犯罪情勢について

地方職員共済組合からの「旧 御所西京都平安ホテル」土地・建物の 取得意向照会への対応について

令和 8 年 3 月
知事直轄組織(職員長)

令和 7 年 6 月 2 日付けで地方職員共済組合から京都府に対し、「旧 御所西京都平安ホテル」の土地・建物の取得の可否について照会があったことを受け、この間、対応について検討してきたところですが、下記のとおり、京都府として取得の意向を表明することとしたいと考えておりますので、御報告いたします。

記

1 取得の意向表明に当たっての考え方

① 隣接する府有地の有効活用

- ▶ 土地を取得し、府有地と一体的に活用することにより、道路幅員が狭く単独での活用が困難な府有地の有効活用が可能
- ▶ 「旧 御所西京都平安ホテル」は、京都御所前の希少性が高い土地であることから、市場に公開して売却するよりも、未利用国有地の留保財産の取扱い^(※)も踏まえ、京都府が取得することが適当

② 世界的に有名な日本庭園の維持・存続

- ▶ 七代目小川治兵衛氏の手により整えられた世界的に有名な日本庭園があり、歴史的・文化的価値が高く、存続を求める声も多いことから、府として維持・存続を図る。

2 取得後の活用方策

日本庭園の維持・存続を前提とした民間活用

- ▶ 既実施したサウンディング型市場調査による民間活用のニーズ等を踏まえ、府民に開かれた日本庭園の維持・存続を前提とした活用を検討

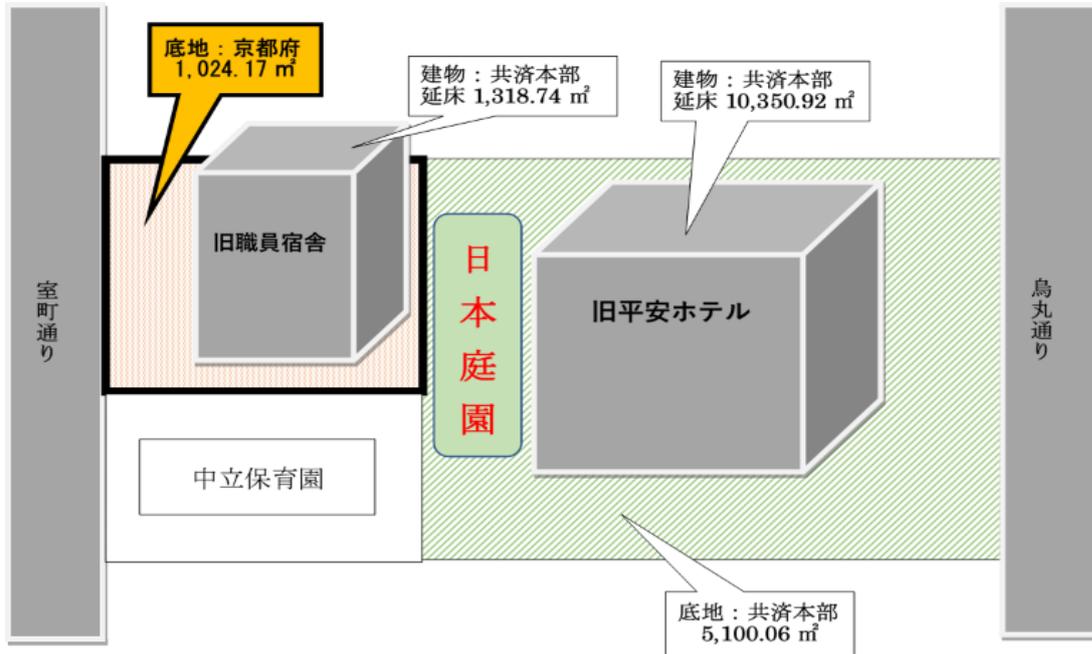
3 今後の対応

- ▶ 本常任委員会報告後、地方職員共済組合に対して京都府として取得の意向を表明し、取得に向けた調整を進める。

(※)未利用国有地の取扱い(「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」令和元年9月20日付け財務省理財局長通知より)

- ▶ 未利用国有地には「留保財産」という考え方があり、有用性が高く希少な国有地は、将来世代における地域・社会のニーズにも対応する観点から、売却処分はせず、国が所有権を留保し、定期借地権による貸付けにより活用を図ることとされている。
- ▶ その対象は、主には首都圏・近畿圏をはじめ、各地域・行政の中心となる地域の一定規模以上の土地とされており、京都府域の場合は、京都市内の2,000㎡以上の国有地が対象となっている。

<参考> 「旧 御所西京都平安ホテル」及び「旧 平安会館宿舎用地」の概要



京都地方税機構の規約の変更について

令和 8 年 3 月
総 務 部

令和 8 年度税制改正において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止された場合には、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項等の規定に基づき、京都地方税機構（以下「機構」という。）の規約を変更する必要がある、また、変更に当たっては、関係地方公共団体（府及び府内 25 市町村（京都市除く））の議会の議決及び総務大臣の許可が必要となりますので、以下のとおり御報告します。

1 規約の変更について

(1) 理 由

機構が行う環境性能割に係る申告受付事務は、京都地方税機構規約（以下「規約」という。）に規定されているが、環境性能割が廃止されると、当該申告受付事務も廃止することになるため、規約を変更する必要がある。

(2) 変更内容

機構の処理する事務から環境性能割に関する事務を削除(規約第 4 条第 2 号)

2 今後の予定

令和 8 年 6 月	各構成団体の議会で規約変更案を上程
7 月	機構から総務省へ規約変更の許可申請
8 月	総務省許可

常任委員会資料	舞鶴警察署新庁舎の整備について	令和8年3月6日
---------	-----------------	----------

1 新庁舎の概要

	現庁舎		新庁舎
	本庁舎 (旧舞鶴西警察署)	分庁舎 (旧舞鶴東警察署)	
所在地	舞鶴市南田辺9番地	舞鶴市字浜2014番地	舞鶴市北田辺51番地
敷地面積	約3,500㎡	約3,800㎡	約4,000㎡
建築年月(経年)	昭和40年3月(61年)	昭和54年5月(46年)	令和11年度予定
構造	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造3階	鉄骨鉄筋コンクリート造4階
延床面積	約1,200㎡	約1,800㎡	約5,200㎡
来庁者専用駐車場	18台	8台	30台(予定)



(外観イメージ)



(2階来庁者窓口イメージ)

2 工期の見直し

「令和7年度から令和10年度」を「令和8年度から令和11年度」に見直し

3 主な要因

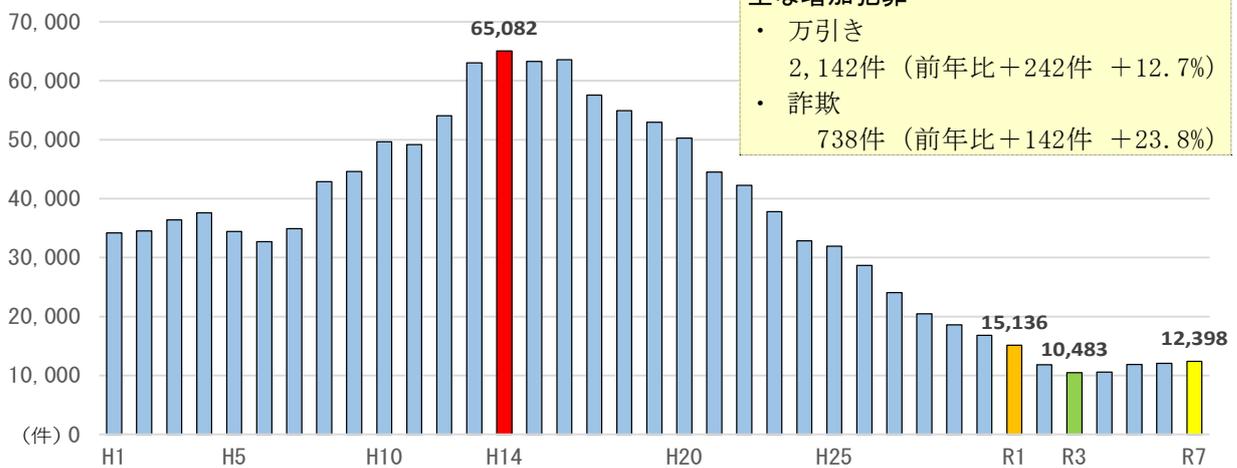
建設予定地において、田辺城跡の石垣が発見されたことにより、設計期間を延長したため、工期が後ろ倒しとなった。

4 全体スケジュール

年度	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
見直し前	基本・実施設計		埋蔵文化財発掘調査 入札 契約議決	建設工事【32箇月】 【債務負担行為 R7~R10】			既存庁舎 解体	
見直し後	基本・実施設計		埋蔵文化財発掘調査 10箇月	入札 契約議決	建設工事【32箇月】 【債務負担行為 R8~R11】			既存庁舎 解体

1 刑法犯認知件数

1万2,398件（前年比+339件 +2.8%）



主な増加犯罪

- ・ 万引き
2,142件（前年比+242件 +12.7%）
- ・ 詐欺
738件（前年比+142件 +23.8%）

- ・ ピーク時（平成14年）から約5万3,000件（約81%）減少
- ・ コロナ禍前（令和元年）から約18%減少（全国で最も減少）

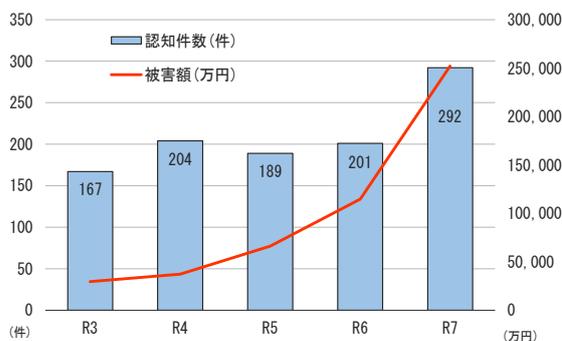
2 特殊詐欺被害状況

292件（前年比+91件 +45.3%）

約25億2,100万円

（前年比+約13億7,400万円）

認知件数と被害額の推移（5年間）



被害の特徴

- ・ 警察官騙りの手口が増加
204件（前年比+94件）
全体に占める割合
69.9%（令和6年は54.7%）
- ・ 被害者は高齢者だけでなく、若年層にも拡大
- ・ 犯人から被害者への最初の接触方法の9割以上が電話
- ・ 犯行利用電話の約7割が国際電話

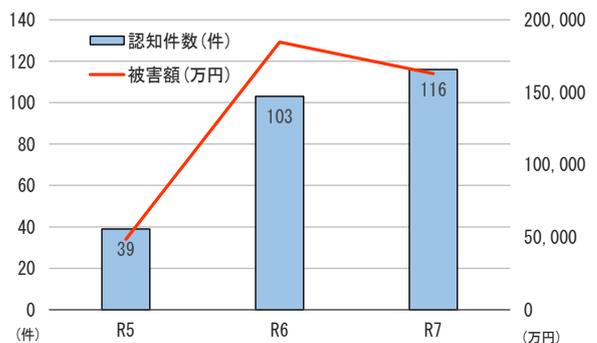
3 SNS型投資・ロマンス詐欺被害状況

116件（前年比+13件 +12.6%）

約16億2,800万円

（前年比-約2億1,900万円）

認知件数と被害額の推移（3年間）



被害の特徴

- ・ 投資詐欺
62件（前年比+22件）
約9.8億円（前年比+約0.2億円）
最初の接触ツールはYouTubeが多い
- ・ ロマンス詐欺
54件（前年比-9件）
約6.5億円（前年比-約2.4億円）
最初の接触ツールはマッチングアプリ、インスタグラムが多い
- ・ 被害者年齢は40代～60代が約7割

※ SNS型投資・ロマンス詐欺の件数及び被害額は、令和5年1月以降把握があるもの

常任委員会資料	京都府警察手数料徴収条例の一部改正について	令和8年3月6日
---------	-----------------------	----------

1 改正理由

現在、京都府内5箇所において、時間制限駐車区間の交通規制を実施しているところ、同区間に設置されたパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）の利用台数が減少したため、今般、パーキング・メーター等を廃止し、新たに必要な交通規制等を行うもの。

現在、パーキング・メーター等の手数料として1回につき300円を徴収しているところ、廃止に伴い、これらの手数料を徴収する必要がなくなるため、本手数料を定める京都府警察手数料徴収条例について所要の改正を行うもの。

	管轄警察署	設置場所	運用開始	新たな交通規制等案
パーキング・メーター	北	紫明通 (烏丸通西入)	S61. 12. 1	高齢運転者等専用駐車区間の拡大
パーキング・チケット	川端	熊野通西入一筋目 (踏水会前)	S62. 4. 1	歩道の設置
	上京	釜座通 (第二赤十字病院前)	H26. 12. 22※	高齢運転者専用駐車区間の拡大、貨物集配中車両・タクシーの駐車可規制
	伏見	大手筋通 (竹田街道東入)	S62. 4. 1	タクシーの駐車可規制
	山科	府道四宮四ツ塚線 (京都薬科大学前)	H5. 7. 1	貨物集配中車両の駐車可規制

※ 昭和60年7月1日、パーキング・メーターにより運用開始

2 京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の改正内容

別表第2中3の項を削り、4の項を3の項とすることとする。

現 行		改 正	
別表第2（第2条、第5条関係）		別表第2（第2条、第5条関係）	
1・2 略	略	1・2 略	略
3 道路交通法に規定するパーキング・メーターの作動等の事務で規則で定めるものの	1回につき300円を超えない範囲内において規則で定める額	削る	削る
4 略		3 略	

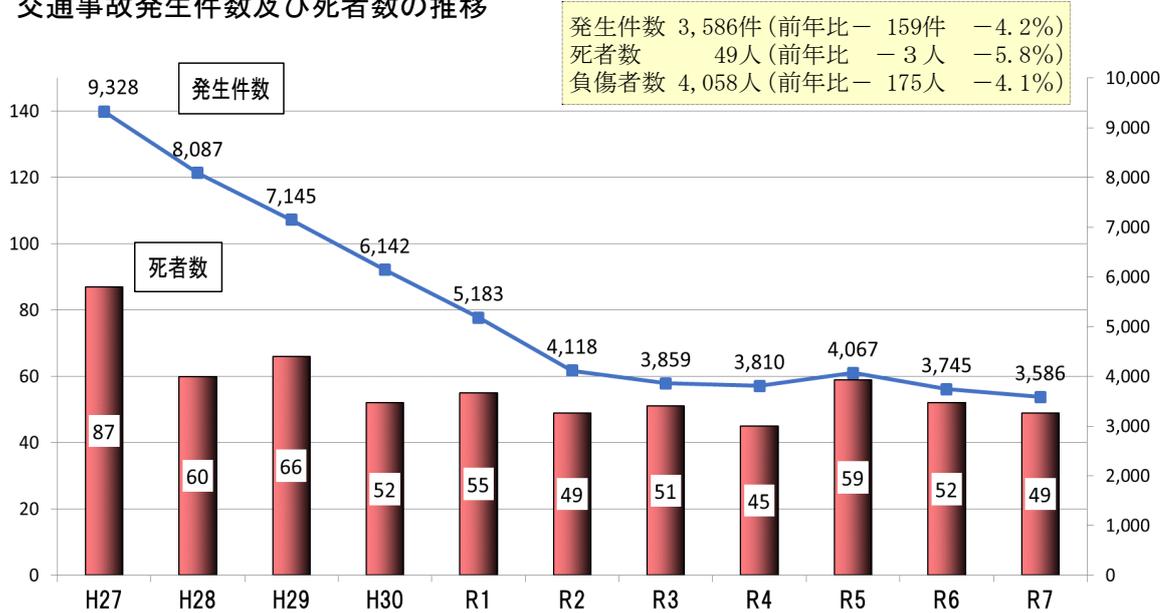
3 施行日

令和8年8月1日予定

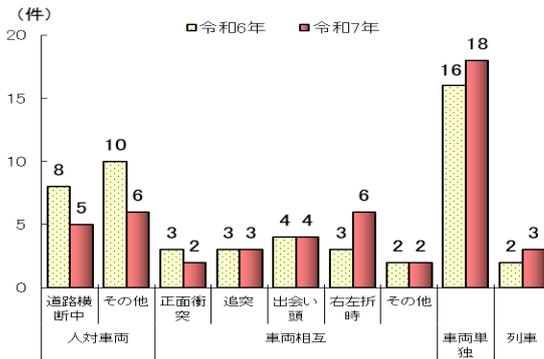
4 条例改正の予定

令和8年6月定例会で改正案を上程予定

1 交通事故発生件数及び死者数の推移

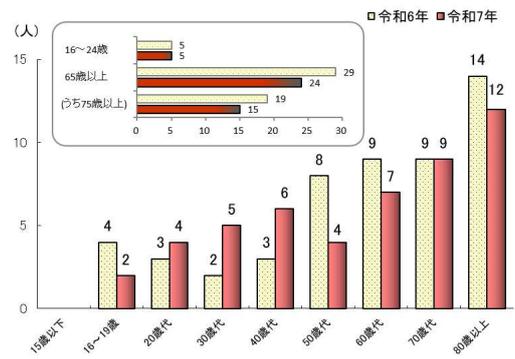


2 事故類型別死亡事故件数



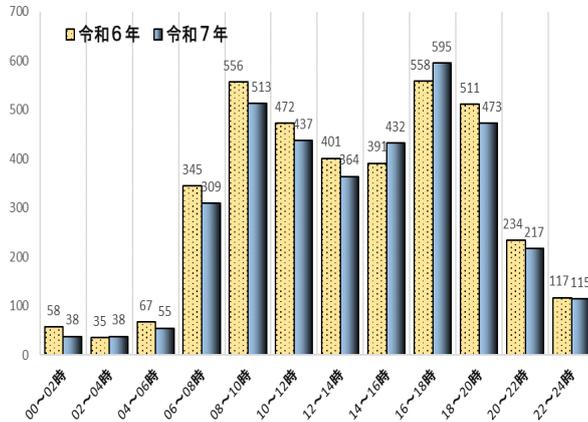
車両単独が全体の約3割以上を占める

3 年齢別死者数



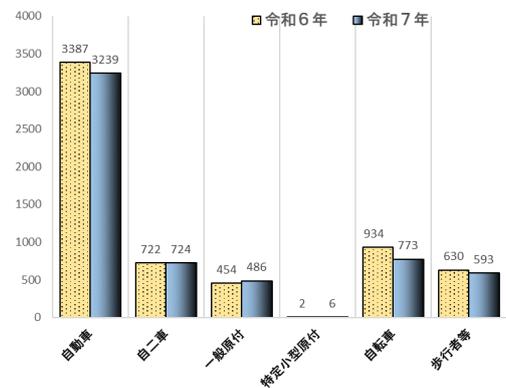
高齢者が全体の約5割を占める

4 時間帯別交通事故発生件数



14時~18時を除く時間帯の事故は減少

5 状態別発生状況

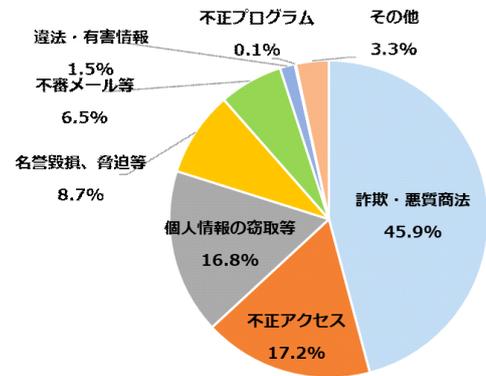
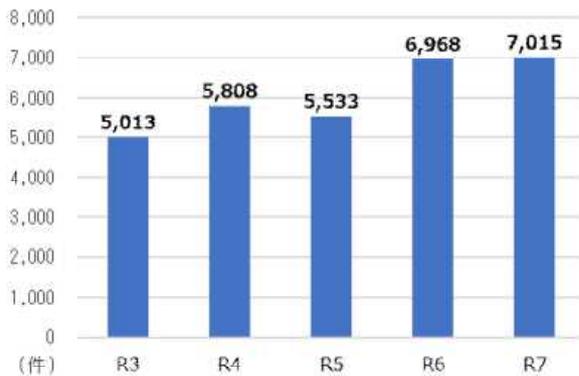


自動車、自転車、歩行者が関係する事故は減少

1 サイバー犯罪等に関する相談の受理状況等

(1) 相談件数

7,015件（前年比：+47件）

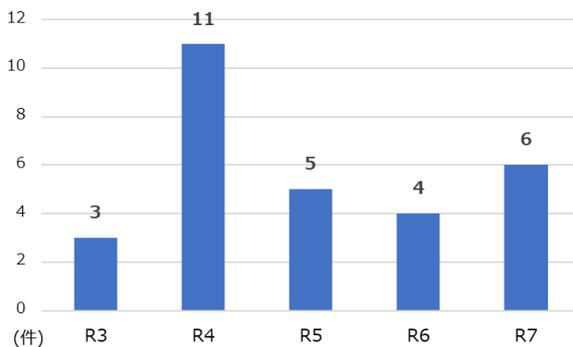


特徴

- ・ 相談件数は前年に続き高水準
- ・ 全年齢層から相談を受理
- ・ 詐欺・悪質商法に関する相談が全体の約4割
うち、偽ショッピングサイトに関する相談が約4割を占める
- ・ 不正アクセスに関する相談が増加
1,207件（前年比+438件）
通販サイトやSNSアカウントの乗っ取りが多い
上半期に証券口座の乗っ取りに関する相談が急増

(2) ランサムウェア被害の認知件数

6件（前年比：+2件）



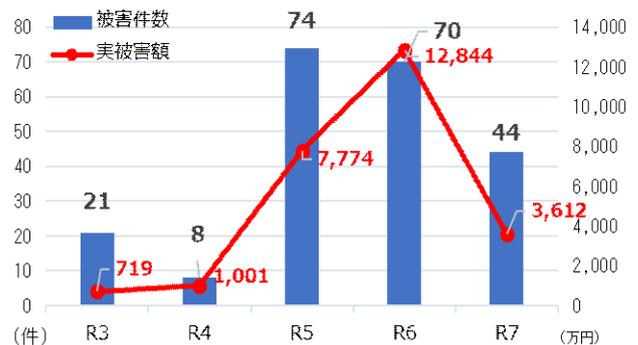
特徴

- ・ 被害は業種・規模を問わず発生
- ・ 全国的には令和7年中 226件の被害（前年比+4件）を認知しており、高止まりの傾向

(3) インターネットバンキングに係る不正送金事犯発生状況（暫定値）

44件（前年比：-26件）

約3,612万円（前年比：約-9,232万円）



特徴

- ・ 府内では被害件数、実被害額ともに減少
- ・ 金融機関別で農業協同組合が約4割
- ・ フィッシングによる手口が約8割
- ・ 口座名義人の年齢は10代～80代と幅広い
- ・ 全国的には被害件数、実被害額ともに増加

総務・警察常任委員会議案付託表
(2月16日付託分)

議案番号	件名
20	京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正の件
21	京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正の件
26	包括外部監査契約締結の件

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表
(2月16日付託分)

議案番号	件名
4 1	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和7年12月23日付け）
4 2	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和7年12月24日付け）中、所管事項
4 3	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和8年1月23日付け）

予算特別委員会総務・警察分科会
 議案審査依頼表
 (3月3日付託分)

議案番号	件 名
44	令和7年度京都府一般会計補正予算(第12号)中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。 歳出中 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 議会費 第2款 総務費 (第1項第8目、第9目、第10目、第11目、第12目及び第13目を除く) (第2項、第6項及び第7項を除く) 第7款 商工費 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目 第9款 警察費 第12款 公債費 第13款 諸支出金 <ul style="list-style-type: none"> 第2項 繰越明許費
49	令和7年度京都府収益事業特別会計補正予算(第2号) 歳入中 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 収益事業収入 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第2目 第5款 繰越金 第6款 諸収入 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第3項 歳出中 <ul style="list-style-type: none"> 第2款 宝くじ事業費 第3款 繰出金 第4款 予備費
51	令和7年度京都府公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)
53	令和7年度京都府公債費特別会計補正予算(第1号)

令和8年2月府議会定例会

付託議案・審査依頼議案

総務・警察常任委員会
予算特別委員会 総務・警察分科会

付託議案・審査依頼議案

(付託議案)

- 第 20 号議案 京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正の件
- 第 21 号議案 京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正の件
- 第 26 号議案 包括外部監査契約締結の件

(審査依頼議案)

- 第 41 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
(令和 7 年 12 月 23 日付け)
- 第 42 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
(令和 7 年 12 月 24 日付け) 中、所管事項
- 第 43 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
(令和 8 年 1 月 23 日付け)
- 第 44 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算 (第 12 号) 中、所管事項
- 第 49 号議案 令和 7 年度京都府収益事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 51 号議案 令和 7 年度京都府公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 53 号議案 令和 7 年度京都府公債費特別会計補正予算 (第 1 号)

第 20 号議案

京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正の件 (令和 8 年 2 月定例会分)

令和 8 年 3 月
総 務 部

1 改正趣旨

公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）が全部改正され、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

公益信託制度の見直しにより、主務官庁による許可・監督制を廃止し、公益法人と共通の行政庁が公益認定等委員会等の合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとされたことに伴い、関係条例の規定を整備するもの

(1) 京都府府税条例（昭和 25 年京都府条例第 42 号）

個人府民税の寄附金税額控除の対象となる公益信託について、公益信託に関する法律の改正に伴い、引用法令等の改正を行うもの
(施行日：令和 9 年 1 月 1 日)

(2) 京都府公益認定等審議会条例（平成 20 年京都府条例第 2 号）

合議制機関の組織及び運営の基準に定められた委員の要件に合わせて、審議会条例第 3 条に規定する委員の要件についても、同様の改正を行うもの
(施行日：令和 8 年 4 月 1 日)

第 21 号議案

京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正の件 (令和 8 年 2 月定例会分)

令和 8 年 3 月
総 務 部

1 改正趣旨

民事訴訟における公示送達手続がデジタル化されたことを踏まえた地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

2 法改正の概要

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する書類の送達に係る公示送達及び行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定する聴聞の通知等に係る公示送達について、次の①の措置を執るとともに、②又は③のいずれかの措置を執ることを必須とするもの

- ① 総務省令で定める方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと。【新】
- ② 公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示（従前どおり）
- ③ 公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ること。【新】

3 条例改正の概要

京都府府税条例（昭和 25 年京都府条例第 42 号）及び京都府行政手続条例（平成 7 年京都府条例第 2 号）の公示送達に係る規定において、2 の法改正の内容に準じて、デジタル化に対応するための規定を整備するもの

4 施行日

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）の施行日（令和 8 年 5 月 21 日）。ただし、京都府府税条例の改正施行日は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令が未公布のため未定（遅くとも令和 8 年 6 月 30 日）

第 26 号議案

包括外部監査契約締結の件

令和 8 年 3 月
知事直轄組織(職員長)

1 契約の目的

包括外部監査契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項）に基づく監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出を求めるもの。

2 契約の始期

令和 8 年 4 月 1 日

3 契約金額

13,140,000 円を上限とする額

4 契約の相手方

住所 京都市下京区木津屋橋通油小路東入南町 568 番地の 8

氏名 四 方 浩 人

資格 公認会計士・税理士

(参考) 地方自治法

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

令和7年度補正予算（専決処分）財源別概要

（一般会計）

（単位 百万円）

区 分	12月補正後 現計予算額	補正予算額（専決処分）			計	合計	摘 要
		第41号議案 (R7. 12. 23専決)	第42号議案 (R7. 12. 24専決)	第43号議案 (R8. 1. 23専決)			
歳 出	1,081,011	30	804	1,803	2,637	1,083,648	
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	102,819	—	392	1,803	2,195	105,014
	使 用 料 ・ 手 数 料	11,157	—	—	—	—	11,157
	分 担 金 ・ 負 担 金	1,951	—	—	—	—	1,951
	財 産 収 入	1,955	—	—	—	—	1,955
	寄 附 金	605	—	—	—	—	605
	繰 入 金	29,958	—	—	—	—	29,958
	諸 収 入	162,139	—	—	—	—	162,139
	府 債	75,112	—	—	—	—	75,112
計	385,696	—	392	1,803	2,195	387,891	
財 源 内 訳 一 般 財 源	府 税	297,000	—	—	—	—	297,000
	地 方 消 費 税 清 算 金	128,700	—	—	—	—	128,700
	地 方 譲 与 税	54,276	—	—	—	—	54,276
	地 方 特 例 交 付 金	1,077	—	—	—	—	1,077
	地 方 交 付 税	193,647	30	—	—	30	193,677
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	400	—	—	—	—	400
	基 金 繰 入 金	982	—	412	—	412	1,394
	収 益 事 業 収 入	2,900	—	—	—	—	2,900
	繰 越 金	500	—	—	—	—	500
	そ の 他 収 入	9,833	—	—	—	—	9,833
	府 債（減収補填債）	6,000	—	—	—	—	6,000
計	695,315	30	412	—	442	695,757	

令和7年度2月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区分	現計予算額	2月補正予算額			合計	摘要
		(その1)	(その2)	計		
歳出	1,083,648	14,847	37,163	52,010	1,135,658	
財源内訳	国庫支出金	105,014	13,517	840	14,357	119,371
	使用料・手数料	11,157	—	△491	△491	10,666
	分担金・負担金	1,951	—	47	47	1,998
	特定財源	1,955	—	275	275	2,230
	財産収入	605	—	873	873	1,478
	繰入金	29,958	39	△13,470	△13,431	16,527
	諸収入	162,139	—	△1,539	△1,539	160,600
	府債	75,112	954	△4,159	△3,205	71,907
	計	387,891	14,510	△17,624	△3,114	384,777
	一般財源	297,000	—	25,557	25,557	322,557
	地方消費税清算金	128,700	—	9,734	9,734	138,434
地方譲与税	54,276	—	4,964	4,964	59,240	
地方特例交付金	1,077	—	△77	△77	1,000	
地方交付税	193,677	337	15,986	16,323	210,000	
交通安全対策特別交付金	400	—	△130	△130	270	
基金繰入金	1,394	—	△3	△3	1,391	
収益事業収入	2,900	—	△400	△400	2,500	
繰越金	500	—	4,685	4,685	5,185	
その他収入	9,833	—	471	471	10,304	
府債(減収補填債)	6,000	—	△6,000	△6,000	0	
計	695,757	337	54,787	55,124	750,881	

(特別会計・公営企業会計)

(単位 百万円)

区分	現計予算額	2月補正予算額			合計	摘要
		(その1)	(その2)	計		
特別会計	営林事業	291	—	△11	△11	280
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	381	—	158	158	539
	農業改良資金助成事業等	87	—	△3	△3	84
	中小企業経営基盤強化資金助成事業	140	—	6	6	146
	収益事業	29,540	—	6,155	6,155	35,695
	地域開発事業	105	—	1	1	106
	公共用地先行取得事業	74	—	1	1	75
	港湾事業	2,073	—	25	25	2,098
	公債費	281,701	—	12,613	12,613	294,314
	国民健康保険事業	218,865	—	1,456	1,456	220,321
	計	533,257	—	20,401	20,401	553,658
公営企業会計	電気事業	921	—	△57	△57	864
	水道事業	10,811	—	△2,169	△2,169	8,642
	病院事業	6,278	—	175	175	6,453
	工業用水道事業	578	—	△37	△37	541
	流域下水道事業	24,844	—	△2,520	△2,520	22,324
計	43,432	—	△4,608	△4,608	38,824	